

電波遮へい対策事業の概要

1 事業目的

高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話等が使用できない地域において、電波中継施設を設置して携帯電話等を利用可能にするなど、電波の適正な利用を確保する。

2 事業概要

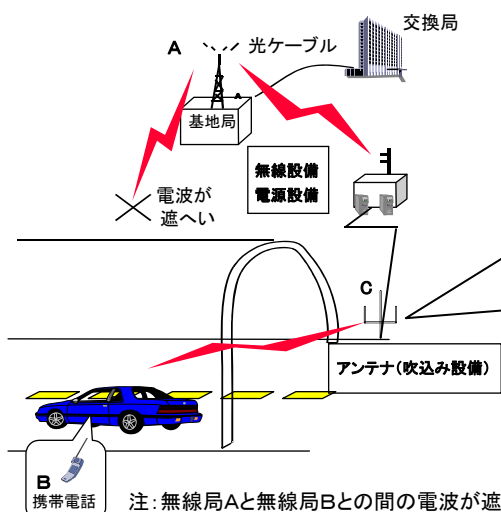
高速道路トンネル等において、電波中継施設の整備を行う公益法人に対して、国がその設置費用の一部を補助する。

国 1 / 2	公益法人 1 / 2
---------	------------

- ア 事業主体 : 公益法人
- イ 対象地域 : 高速道路トンネル等
- ウ 整備施設 : 電波中継施設（無線設備、光ケーブル等）
- エ 国の補助率 : 1 / 2

（例）吹込み方式の場合

【高速道路等のトンネル】



注：無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することにより代替する伝送路を開設。

拡大写真

